

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 12 月 2 日 (金) 号外第 1 1 5 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (58) (景観まちづくり課) . . . . . 3
	鳥取県児童福祉法第 62 条の 3 の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例 (59) (子ども発達支援課) . . . . . 5

## ==== 公布された条例のあらまし =====

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、職業能力開発促進法及び地すべり等防止法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正

市街化調整区域における市街化を促進しない開発行為等について定めた別表中、引用する地すべり等防止法の条項を改める。

## (2) 鳥取県旅館業法施行条例の一部改正

清純な施設環境を保持すべき施設について定めた規定中、引用する職業能力開発促進法の条項を改める。

## (3) 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正

条例の目的を定めた規定中、引用する職業能力開発促進法の条項を改める。

## (4) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 児童福祉法第62条の3の規定により過料に処する者を定めた規定及び題名中、引用する児童福祉法の条項を改める。

## (2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成23年12月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第58号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
略			略		
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1)及び(2) 略 (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号） <u>第24条の規定により作成された関連事業計画に基づいて行うものであること。</u> (4)及び(5) 略	移転建築物等の所在する市町村の区域	移転建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積及び延床面積が、 移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。）	7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1)及び(2) 略 (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号） <u>第24条第4項の規定により公表された関連事業計画に基づいて行うものであること。</u> (4)及び(5) 略	移転建築物等の所在する市町村の区域	移転建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積及び延床面積が、 移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。）
略			略		

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第16条第4項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正)

第3条 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例(昭和44年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。) <u>第16条第3項</u>の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校(以下「専門校」という。)の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。) <u>第16条第4項</u>の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校(以下「専門校」という。)の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第59号

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例（平成18年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による<u>入所受給者証</u>の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の<u>3第2項</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による<u>施設受給者証</u>の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の<u>3第1項</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前の行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。